

締約国に関する情報 NO	ノルウェー  一般情報	附属書 B1 NO
国内官庁の名称	Norwegian Industrial Property Office (ノルウェー産業財産庁)	
所在地	Sandakerveinen 64, 0484 Oslo, Norway	
郵便のあて名	Postboks 4863 Nydalen, 0422 Oslo, Norway	
電話番号	(47-2) 238 73 00	
電子メール	post@patentstyret.no	
インターネット	http://www.patentstyret.no	
ファクシミリ装置	(47-2) 238 73 01	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メール又はファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替え用紙であり、ファクシミリによる送付であった場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある	
ノルウェーの国民及び居住者のための管轄受理官庁	欧州特許庁(EPO)、WIPO国際事務局 又はノルウェー産業財産庁	
国内法令 <sup>2</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： ノルウェー国内で行われた発明 居住者による出願 居住者が所有する発明	
ノルウェーが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護：ノルウェー産業財産庁 欧州特許：欧州特許庁(EPO)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 特許法第71条及び国防上の重要発明に関する法律(1953年6月26日の法律No. 8, 2002年1月1日最新改正)。

NO	ノルウェー (続き)	NO
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 欧州：特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>手数料の支払はノルウェー・クローナ建で行う。すべての支払には、国内出願番号（ただし国内番号が不明であれば国際出願番号を使用可能）、出願人の氏名又は名称、支払手数料の種類を表示する。</p> <p>次の銀行宛の送金による支払が可能である。</p> <p>更新手数料： 受取人名：PATENTSTYRET 銀行名：DNB ASA 銀行口座番号：8276 01 00192 銀行あて名：P. O. Box 1600 Sentrum, NO 0021 OSLO BICコード：DNBANOKKXXX IBAN：N08282760100192</p> <p>その他の手数料： 受取人名：PATENTSTYRET 銀行名：DNB ASA 銀行口座番号：8276 03 00078 銀行あて名：P. O. Box 1600 Sentrum, NO 0021 OSLO BICコード：DNBANOKKXXX IBAN：N04682760300078</p> <p>年金はオンライン支払が可能である。このサービスは無料であり、国内官庁の次のデジタルサービスウェブサイトから利用することができる。 <a href="https://search.patentstyret.no/">https://search.patentstyret.no/</a> 更なる情報については次のウェブサイトを参照されたい。 <a href="https://www.patentstyret.no/en/about-us/how-we-work/payment-and-renewal">https://www.patentstyret.no/en/about-us/how-we-work/payment-and-renewal</a></p>	
国際型調査に関するノルウェーの規定（PCT第15条）	ノルウェー特許法第9条及び規則第29条	

[次頁に続く]

NO	ノルウェー（続き）	NO
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>国際公開の後，ノルウェー語若しくは英語による翻訳文，及び翻訳文若しくは出願が英語によるものであれば請求の範囲のノルウェー語による翻訳文の提出によって，出願人に対し特許の付与に基づき補償金を受ける資格が認められる可能性があるという意味での仮保護が与えられる。損害賠償は，事情により相当であると判断される範囲に制限され，また仮保護は，当該出願と特許の双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる。その他の責任の条件及び制限に関しては，特許法第33条，第58条及び第60条を参照。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>出願の請求の範囲のノルウェー語による翻訳文に関する国内要件を満たしている場合には，特許付与時に仮保護が与えられる。仮保護によって出願人は補償金を受ける資格が認められる可能性がある。仮保護は出願及び特許の双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる（ノルウェー特許法第66g条）。</p>	
ノルウェーが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ノルウェーが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		